

緊急雇用対策事業

羽村市臨時職員の緊急雇用

現在の雇用を取り巻く環境は非常に厳しく、全国の有効求人倍率は過去最低を更新するなど深刻な状況です。

こうした状況を受け、市では雇用機会を直接創出するため、現在失業状態にある方を対象に、緊急的に臨時職員の一時雇用を行います。

雇用期間 11月3日(火)～12月28日(月)(土)

募集人数 若干名
職務内容 書類作成などの事務作業および軽労務作業
募集方法 ハローワークを通じて求人※ハローワーク青梅で求人票を確認し、紹介を受けてください。
問合せ 産業活性化推進室経済対策担当

日曜日を除く午前8時30分～午後5時

市内の各中学校では、市内の事業所の協力により、さまざまな職場で体験学習を行っています。子どもたちは、人ととの出会い、社会とのかかわりの中で働くことなどを職場体験を通して学び、実感をもてる学習活動に取り組んでいます。全中学校の2年生が学校での生活を離れ、市内の事業所で5日間の職場体験学習を行います。この期間は学校へ登校せず、直接職場へ出勤します。皆さんのご理解とご協力をお願いします。この事業に協力していただく事業所の登録を隨時行っています。詳しくは、問い合わせさせてください。



実施期間
 羽村第一中学校 10月26日(月)～30日(金)
 羽村第三中学校 11月9日(月)～13日(金)
※羽村第二中学校は、5月18日(月)～22日(金)に行いました。
※平成21年度職場体験サポート事業・登録事業所について詳しくは、市ホームページをご覧いただくか問い合わせください。
問合せ 導師 指導室指

中学生の職場体験学習

10月22日(木)～31日(土)

駅前放置自転車クリーンキャンペーン

羽村駅と小作駅で「駅前放置自転車クリーンキャンペーン」を行います。

自転車の放置をしないよう、皆さんのご協力をお願いします。

○**視覚に障害のある方が困っています**

自転車が道路にある黄色い点字ブロックの上に置いてあることで通行の妨げとなり、視覚に障害のある方が困っています。

○**車椅子などを使っている方が困っています**

自転車が駅周辺道路に置かれることで道幅が狭くなってしまい、車椅子やベビーカーを使用している方が困っています。

ほかにも高齢の方や子ども連れの方、駅周辺の店舗など、自転車が放置され

ることで困っている人がいます。

あなたが放置した自転車が思わぬ交通事故を生み出しているかもしれません。

自転車を停める場合は、市の自転車駐車場を利用してください。

○**放置禁止区域** 羽村駅・小作駅を中心とする半径400m以内の区域

※放置してある自転車や原動機付自転車は自転車保管所へ移送します。移送した自転車などを引き取る際には、撤去手数料が必要となります。

※詳しく述べてください。
問合せ 生活安全課交通・防犯係、羽村市自転車保管所 ☎ 579-14815

介護の日（11月11日）講演会

『脳を若返らせ、認知症の予防をしましょう』
「最近物忘れが多くなってきた」、「物忘れは防げるの?」、「認知症の対応や介護はどうしたらいいの?」など、脳の若返りの方法などを学んでみませんか。

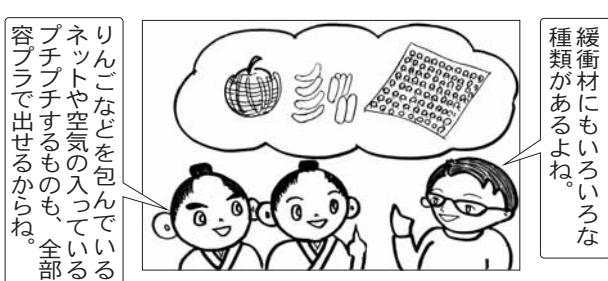
日 時 11月11日(水)午後2時～
会 場 コミュニティセンター3階
入場料 無料
講 師 米山公啓さん(医学博士)
問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

廃棄物処理手数料免除対象者に平成21年度分の市指定収集袋を交付します

次の世帯（方）に、一定枚数を限度として平成21年度分（12月～平成22年11月分）の市指定収集袋を交付します。

対象 ①生活保護費受給世帯②児童扶養手当受給世帯③特別児童扶養手当受給世帯④身体障害者手帳をお持ちの方（1級または2級）を含む市民税非課税世帯⑤愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方（1度または2度）を含む市民税非課税世帯⑥精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（1級）を含む市民税非課税世帯⑦老齢福祉年金受給者（緑色の年金手帳をお持ちの方）

たま川兄弟
減右衛門と量右衛門のこれやってる?
<緩衝材の分別は?の巻>



※容づいた…容器包装プラスチック



①～⑥の世帯（方）燃やせるごみ袋：中袋110枚（4人世帯まで）・大袋110枚（5人世帯以上）

燃やせないごみ袋：中袋30枚（4人世帯まで）・大袋30枚（5人世帯以上）

※大袋10枚を中袋20枚に換算することができます。

⑦の世帯（方）燃やせるごみ袋：小袋110枚、燃やせないごみ袋：小袋30枚

※重複して申請することはできません。

※一年分まとめて交付します。受付期間を過ぎると月割り相当量での交付となります。

※持ち帰るための袋を用意してください。

受付日時 11月1日(日)～30日(月)（3日(火)・22日(日)・23日(月)・28日(土)・29日(日)を除く）午前9時～正午、午後1時～5時（水曜日は、午後8時まで）
受付会場 市役所2階201会議室

申請に必要なもの 印鑑・証書（保護決定通知書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、老齢福祉年金証書）

※④～⑥の世帯（方）が水曜日の午後5時以降に交付を受ける場合は、世帯全員分の市民税非課税証明書が必要です。

※代理の方が受領する場合は、代理の方の運転免許証や健康保険証などの身分証明書と印鑑も持参してください。

問合せ 生活環境課生活環境係